

湯沢市役所職員駐車場除排雪作業業務委託一般競争入札公告

湯沢市役所職員駐車場（消防庁舎隣接）の除排雪作業業務委託に係る一般競争入札を行うので、湯沢市財務規則第103条の規定により公告する。

令和8年10月6日
湯沢市長 佐藤 一夫

1. 入札に付する事項

- (1) 委 託 名 湯沢市役所職員駐車場除排雪作業業務委託（消防庁舎隣接他2ヶ所）
- (2) 委 託 場 所 別紙一覧のとおり
- (3) 委 託 期 間 契約締結の翌日（閉庁日を除く）から令和9年3月31日
- (4) 委 託 概 要 別紙一覧のとおり

2. 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 事業所を湯沢市内に有すること。（営業所を含む）
- (2) 湯沢市の物品等入札参加資格者名簿や建設工事等入札参加有資格者名簿に登録してあること。
- (3) 除排雪の業務実績を有する者であること。
- (4) 除排雪運転員は除排雪機械運転員資格基準を満たす者（別紙1）を運転員として配置し、除排雪出動作業基準（別紙1）による除雪を実施できる者であること。
- (5) 除排雪機械を保有若しくは借上配備できること。
- (6) 主任技術者（自己に代わって技術上の管理をつかさどるもの。）を配置できること。

3. 入札参加申し込み等

(1) 入札に参加しようとする者は、「一般競争入札参加申込書」、「除排雪作業業務実績報告書」及び「除排雪機械運転員調書」（総務部総務課人事給与班に備付け）を持参により提出しなければならない。

(2) 入札参加申し込み等の提出期間

①期 間 令和8年10月6日（火）から令和8年10月16日（金）まで

②時 間 午前9時から午後4時まで

③場 所 湯沢市総務部総務課人事給与班
(湯沢市役所本庁舎3階)

④提出部数 1部（持参の上、提出すること。）

⑤用紙の配布 湯沢市総務部総務課人事給与班において、公告日より配布するとともにホームページ上に掲載する。

4. 入札参加通知等

一般競争入札参加申込みのあった者に対し、資格の有無を確認した後、その結果を令和8年10月23日（金）までに書面で通知する。

5. 設計図書等を示す場所及び期間

本業務に係る設計書、仕様書、図面（以下「設計図書等」という。）の閲覧及び貸出については、次のとおり行う。

(1) 閲覧期間 令和8年10月6日（火）から令和8年10月16日（金）まで

(2) 閲覧時間 午前9時から午後4時まで

(閲覧図書の貸出は当日のみとする。)

(3) 閲覧場所 湯沢市総務部総務課人事給与班
(湯沢市役所本庁舎3階)

6. 設計図書等に対する質問及び回答

(1) 設計図書等に対する質問は、令和8年10月16日（金）までに湯沢市長に対し書面で行わなければならない。

質問書については、様式を申請者が任意に作成し、湯沢市総務部総務課人事給与班へ提出する。

(2) 回答は、令和8年10月21日（水）までに書面で行う。

7. 入札執行の場所及び日時

(1) 日 時 令和8年10月30日(金) 午前9時00分

(2) 場 所 湯沢市役所本庁舎3階 33会議室

8. 入札保証金に関する事項

湯沢市財務規則第104条による。

9. 入札無効に関する事項

湯沢市財務規則第109条による。

10. その他

(1) 入札参加申込書等の説明会及び現場説明会は、実施しない。

(2) 入札参加申込書により参加の申出のあった者に対し、必要と認めた場合には説明を求めることができる。

(3) 提出された一般競争入札申込書等は返却しない。

なお、一般競争入札参加申込書を公表し、又は無断で使用することはしない。

また、一般競争入札参加申込書の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 工期は、事情により変更することがある。

(5) 入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札心得及び入札に当たっての留意事項を遵守すること。

11. 問い合わせ先

〒012-8501

湯沢市佐竹町1番1号

湯沢市総務部総務課人事給与班

TEL：0183-55-8245（直通）

FAX：0183-73-2117

別紙一覧

1. 入札に付する事項			
(1) 委託番号及び 委託名	ASM262016 湯沢市役所職員駐車場除排雪作業業務委託（消防庁舎隣接他 2 ヶ所）		
(2) 委託場所	湯沢市役所職員駐車場（消防庁舎隣接、サングリーンゆざわ隣接、湯沢工芸授産場跡地）		
(3) 委託期間	契約締結の翌日（閉庁日を除く）から令和 9 年 3 月 31 日		
2. 委託概要			
除雪機械の種類 及び稼働時間	種 類	除 雪	排 雪
	除雪ドーザ 11 t 級	68 時間	17 時間
	排雪用ダンプトラック（10 t）		41 時間

別紙 1

1. 除排雪機械運転員資格基準

(1) 運転員は、道路交通法による規定する該当機械運転に必要な免許を所有していること。

(2) 運転員は、前項によるほか、下記に該当する必要な資格を有していること。

必要な資格 建設機械施工技士（1種）※1

 又は技能講習修了※2

実務経験年数 除排雪作業経験年数1年以上

※1 この基準において「建設機械施工技士」とは、建設業法施行令第27条の3に規定する建設機械施工の技術検定に合格した者をいう。

※2 この基準において「技能講習」とは、労働安全衛生規則第79条別表6に規定する車両系建設機械運転技能講習をいう。

2. 除排雪出動作業基準

除 排 雪 作 業 出 動 基 準	
区 分	出 動 基 準
一 般 除 雪	平日、降雪量10 cm以上、あるいは降雪量5 cm程度で10 cm以上になると予想される場合に出動するものとする。早朝作業は、午前7時までに完了するものとする。 また、局地的な降雪等の異常時には速やかに作業を開始し、完了するようにする。
臨 時 除 雪	施設管理者から出動要請された場合は、監督職員と協議の上、実施するものとする。
運 搬 排 雪	堆雪量の増により、通行障害などが発生した場合、又は発生すると予想される場合には、監督職員と協議し排雪作業を行うこと。

※1(抜粋)

建設業法施行令

第二十七条の三 法第二十七条第一項の規定による技術検定は、次の表の検定種目の欄に掲げる種目について、同表の検定技術の欄に掲げる技術を対象として行う。

検定種目	検定技術
建設機械施工	建設工事の実施に当たり、建設機械を適確に操作するとともに、建設機械の運用を統一かつ能率的に行うために必要な技術

※2(抜粋)

労働安全衛生規則

第七十九条 法別表第十八第一号から第十七号まで及び第二十八号から第三十五号までに掲げる技能講習の受講資格及び講習科目は、別表第六のとおりとする

車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習	一 学科講習 イ 走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 ロ 作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識 ハ 運転に必要な一般的事項に関する知識 二 関係法令 二 実技講習 イ 走行の操作 ロ 作業のための装置の操作
--------------------------------	--